

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社B店で寿司の製造・キッチン内作業に従事していたが、平成〇年〇月〇日にキッチンの洗い場においてプリンシパル（洗剤）が漏れて、右足首付近にかかり負傷した（以下「本件事故」という。）。負傷後、C病院に受診し「右足背熱傷（第3度）、右足背熱傷後潰瘍、右足背部皮膚欠損創」の傷病名により療養の結果、平成〇年〇月〇日に治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会的事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害について検討すべきものは、医証や請求人の陳述等から、右足に残存する醜状障害及び同部の搔痒や痛み等の神経症状であると認められる。

(2) 請求人には、下肢に熱傷による癒痕が残存するが、その癒痕の範囲は足のひらの大きさには至らないことから、障害等級には該当しないものと判断する。

(3) 請求人らは、左足に残存する搔痒や疼痛等の神経症状の程度について、各々「局部にがん固な神経症状を残すもの」等に該当するものと主張するが、請求人の自訴や医証から、その主たる症状は、搔痒であって、疼痛についてはD医師もその程度は軽度であると述べ、請求人も革靴を履いた時に感じると述べていることを踏まえると、障害等級第14級の9（通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの）に該当するものと判断する。

また、請求人は右足甲の搔痒についても訴えているが、疼痛以外の異常感覚については蟻走感、感覚脱失等が発現している場合に、その範囲が広いもの限り、障害等級第14級の9に認定するとされており、D医師が「搔痒は軽快」していると述べ、搔痒の範囲についても右足甲の一部であることを考慮すると、障害等級には該当しないと判断する。

3 以上のおりであるから請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。